2　適用する地域　中部運輸局の管轄区域
3　適用する使用者
⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　鋼製はしけ
④　木船
⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）
①　平水区域を航行区域とする船舶
②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶
③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの
⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者
①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）
②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成26年８月22日
中部地方交通審議会会長　黒田　達朗

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

次件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。
平成二十六年八月二十二日
関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　大網白里市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十六年十月三日　午後二時から
三　場所　大網白里市分庁舎　四階会議室（千葉県大網白里市仏島７２番地）
四　事案の要旨
1　一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）
2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心１－１　さいたま新都心合同庁舎１号館）及び大網白里市ガス事業課（千葉県大網白里市仏島７２番地）において閲覧に供する。
五　その他
1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「大網白里市関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年九月十九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇－九七七－五　埼玉県さいたま市中央区新都心１－１　さいたま新都心合同庁舎１号館）に到達するよう提出すること。
なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。
2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「大網白里市関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年九月十九日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇－九七七－五　埼玉県さいたま市中央区新都心１－１　さいたま新都心合同庁舎１号館）に到達するよう申し込むこと。
なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
3　公聴会が前記第一号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書
関東経済産業局長　殿
届出者　氏　名（ふりがな）
（郵便番号）
住　所
（電話番号）
職　業

大網白里市申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。
（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸　事　項

工場財団

東京都千代田区丸の内三丁目１番１号東京共同会計事務所内**ＯＲソーラー株式会社**の工場財団に山口県下関市菊川町大字轡井字長浴1141番13やまぎんメガソーラー発電所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成26年８月22日
山口地方法務局下関支局

香川県丸亀市飯山町東坂元3150番地９**丸福工業有限会社**の香川県坂出市府中町字額谷3307番地３丸福工業廃棄物処理工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。
平成26年８月22日　高松法務局丸亀支局

割賦販売法施行令第12条第１項の規定に基づく配当表の公示

株式会社だいかい友の会の営業保証金及び前受業務保証金の還付について、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第12条第１項の規定に基づき配当表を作成し、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第14条第３項の規定によりさいたま新都心合同庁舎１号館公示書掲示ケースに掲示したので、その要旨を次のとおり公示します。
平成26年８月22日　関東経済産業局長　安藤　久佳
１．営業保証金及び前受業務保証金の総額　284,695,571円
２．調査後の債権の総額　765,838,576円
３．配当の割合　37.17％
（備考）詳細については、埼玉県さいたま市中央区新都心１－１　さいたま新都心合同庁舎１号館公示書掲示ケースに掲示してあります。